



令和 5年 3月 3日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

入札監視委員会の審議概要について

記者発表資料

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会(令和4年度第2回)が、
令和4年12月21日(水)に沖縄総合事務局において開催されました。
審議内容は別紙のとおりです。

令和 5年 3月 3日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 立石 剛

契約管理係長 島田 ちあき

代表 098-866-0031 (内線 2356・2541)

直通 098-866-1981

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会(令和4年度第2回) 審議概要

開催日及び場所	令和4年12月21日(水) 沖縄総合事務局 2階 共用会議室DE	
委員	委員長 中村 真也 (琉球大学農学部教授) 委員 井上 むつき (税理士) 委員 田村 ゆかり (弁護士) 委員 中田 幸造 (琉球大学工学部教授) 委員 比嘉 正茂 (沖縄国際大学経済学部教授) (委員は50音順:敬称略)	
審議対象期間	令和4年4月1日～令和4年9月30日	
抽出案件件数	総件数 7 件	(備考)
工事	一般競争(政府調達) 1 件 一般競争 3 件 公募型指名競争 0 件 工事希望型競争 0 件 通常指名競争 0 件 隨意契約 0 件	○ 抽出案件についての審議に統一して、入札・契約に関する状況等、対象期間における発注案件、指名停止措置の運用状況、再度入札における工事別一位不動状況及び一者入札推移について定例報告を行った。
建設コンサルタント業務等		
役務の提供等及び物品の製造等		
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
抽出事案	
1 工事	
◆ 首里城正殿復元整備工事	
<p>○ 3者のうち2者が調査基準価格未満ということだが、積算が難しいということなのか。</p> <p>○ 木材の品質確保や木造建築に関する専門的な評価が可能な専門的な職員がいるのか。</p> <p>○ 評価項目に「賃上げ実施表明による評価」があるが具体的に何を表明すれば評価対象とされる、という基準があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回は特殊な工事であり、見積の主要な部分は特別調査をかけて公表したので、官側積算がある程度想定できたと考えられる。入札者が調査基準価格の近いところを狙って入札したため、調査基準価格を下回ったと想定している。 ・ 木造建築を経験している職員も在籍している。また、木造仕様書等の基準も持ち合わせている。 ・ 評価基準については、大企業は企業の給与等受給者1人当たり平均受給が3%以上の増加、また中小企業は1.5%以上の増加を従業員に表明していること。落札者に対しては次年度以降、実際に表明どおり賃上げを行っているかを確認する。
◆ 令和4年度平良港(漲水地区)岸壁(-10m)外1件築造工事	
<p>○ 評価項目の「賃上げ表明による評価」については、新たな取り組みなのか。来年以降、実際に行っているか確認するということだが、賃上げしていなかった場合はどのような対応をとるのか。</p> <p>○ 賃上げを表明するということはコストがかかるが、それに伴って予定価格や調査基準価格は上方修正されるのか。</p> <p>○ 入札価格が各者非常に近似しているが、どういった要因が考えられるか。</p> <p>○ 入札価格が各者非常に近似するケースは、今後多くなるというという理解で良いか。</p> <p>○ 技術者の能力等の確認で、他工事への従事について「本工事に着手する前の5月25日に工期が完了するため本工事に従事可能です」との記載している者があるが、本工事の工期の始期は5月21日ではないのか。当該記載は評価に影響はあるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃上げ表明による評価については、令和4年度から新たに総合評価の中に取り組まれた制度となっている。落札者が仮に表明どおりの賃上げをしなかった場合には、当該企業はその後1年間は加点した点数を上回る減点措置が取られる。 ・ 賃上げ表明に特化した新たな積算体系の見直しは特に取られてはないが、通常の毎年見直す基準価格の率の改定は行われているところである。 ・ 当局より見積参考資料を開示しており、積算に当たっての諸条件を示している。入札者はその情報を正確に読み取り、積算の精度を上げたと考えられる。また、事前質問も受け付けており可能な限り真摯に対応し、条件明示をしている。加えて、昨年度から、調査基準価格の金額が1万円単位としていることも影響していると考えられる。 ・ 工事内容にもよると考えられる。工種が複雑でなければ近似してくる可能性はある。 ・ 建設業法などにおいて配置予定技術者については、現場作業が着手してから専任義務が生じることとなっている。それまでの間であれば専任義務は生じないので問題はない。
◆ 令和4・5年度北部国道植栽維持工事	
<p>○ 3者中2者が参加資格がないと確認された理由について、詳細を伺いたい。技術資料において記載すべき事項、工事名に誤りがあったという点については、記載された工事名はより同種工事に当てはまらないものを間違って記載したのか。また、造園工事A等級の確認ができるないという点は資料が添付されていなかったということなのか。</p> <p>○ 今回は3者中2者が競争参加資格なしとなり、最終的に1社入札となっている。本来であれば、参加者が複数あるのが理想的ではないのか。植栽維持工事というのは通常は何者程度の参加があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考見積書の提出時に肝心な工事名が間違っていた。工事名は基本的なところであり書類として不備と判断し欠格となった。競争参加資格申請書に造園業A等級の認定を受けていることを記載する必要があるが、その記載がなかったため書面上の確認ができず書類として不備と判断し欠格となった。 ・ 過去については概ね4から5者程度の参加が確認されている。今回はたまたま3者中2者が書類不備で欠格となってしまった状況である。
◆ 令和4年度浦添拡幅歩道橋基礎工事	
<p>○ コリンズ検索結果での参加資格対象業者数は100社あるが、入札者が1者にとどまった理由を教えてほしい。</p> <p>○ 総合評価得点結果については、最終的な点数がどうであれ、1者であれば当該者に決まるることは承知しているが、最低ラインのようなものがあるか確認したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料のダウンロードをした会社へのヒアリングでは、今回は発注時期により配置予定技術者が配置できないという理由が多かった。その他、今回は交通量の多い現道近くの工事になる点で避けた者も多いと想定される。 ・ 参加要件を満たしたうえでの加算点という形になっており、プラス評価部分という判断となる。最低ラインのようなものは設けていない。

意見・質問	回答
2 建設コンサルタント業務等 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和4年度那覇空港品質監視等補助業務 <ul style="list-style-type: none"> ○ 1者応札だが、同様の業務については過去から同一者が応札しているのか。また、7者が資料をダウンロードしているが、他の6者が入札に至らなかった理由を教えてほしい。 ○ テクリス検索結果は191社の参加資格対象業者が存在するのに1者のみ参加ということは、それだけ難しい業務ということなのか。 ○ 実際には業務執行が可能な業者は限られるということなのか。 ○ 利益が少ないという評価があるのなら、予定価格を引き上げるなどの方策が考えられるが可能なのか。 ○ 本業務の工期は2年間だが、2年間は工事の有無にかかわらず技術者は拘束されるのか、あるいは工事がある期間のみ拘束されるのか。 ◆ 令和4年度沖縄管内における港湾空港施設整備等高度化研究委託 <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該研究委託は広範囲にわたっているが、そのなかでモニタリングを行い港湾施設の劣化等、コンクリート構造物の劣化の予測をするということがあるが、劣化の予測というのを期間を要すると考えられるが、次年度以降も業務は続いていくのか。 ○ 研究委託の目的が3つあるが、3つめの熱帯性海藻類を含むサンゴ礁生態系の再生に関する検討は別途切り出して発注するような内容ではないのか。 ○ 第1回コンサルタント等選定委員会の開催より以前には当該者の技術力の要件を事前に確認する手順などはないのか。当該者が本研究委託の能力を有していることは最初の手続き開始前から要件確認は完了しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の応札状況については、同じ者が応札している。ダウンロードをした6者について、確認のとれたところでは、技術者を揃えることが難しいということであった。 ・ 本業務については総務省による公共サービス改革、いわゆる公共サービスの市場化テストの対象業務となり平成23年頃から民間の参入拡大を図る方策をとっていたが、様々な工夫をしても参加者が増えず、令和3年度で一旦市場化テストの対象から外れた経緯がある。新たな参入が難しい業務ではあるが、今後も参加者が増えるよう検討を行っていきたい。 ・ 空港業務の場合、夜間である事とか、大規模であるなどの条件で技術者人数を要するが、技術者不足の中で人数を確保することが難しいと考えられる。また、実態として技術者の人数を多く集める割には会社の利益への貢献は少ないと評価されており、参加業者が限られていると考えられる。 ・ 技術者単価など毎年見直しが行われており、近年は概ね引き上げとなっているので、予定価格は上がっていると考える。しかし、現時点で、担当事務所として具体的に改善策を明確に出すことは難しい。 ・ 空港の工事はどこかしら継続している為、人数としては4名の技術者が張り付いており、異動等によっては技術者の変更もある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の成果を踏まえて、検討を終了するか継続する必要があるか判断する。継続する必要が生じたら次年度以降も同様の業務を行う。 ・ 3つの項目の検討にあたっての前提条件として、沖縄特有の気象、海象、使用する材料などの把握整理等が必要であり、その各種条件は共通するため、各項目の検討の整合性の観点からも3つを一括発注することが効率的、効果的と判断している。 ・ 当該業務の遂行にあたっては、港湾分野の技術基準作成や最先端の基礎的研究等の実績から、手続き前に当該法人しかいないと判断しているが、他に手を挙げるものが居ないか確認する方式となっていることから今回の手続きをとっている。
3 役務の提供等及び物品の製造等 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和4年度IP伝送装置購入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 応札者が2者ということだが、本件については製造・販売している業者が少ないということなのか。 ○ 既設の入れ替えのための物品の購入だが、前回納入業者と同じ者となっているのか。 ○ 「ワークライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定状況を評価」が評価基準に入っているが、具体的に確認する方法について教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信関係の分野は比較的の参加者が少ない傾向がある。本件については特に昨年度から続いている半導体不足も影響している。 ・ 既設製品の納入業者は今回応札した2者とは別の者である。 ・ プラチナえるぼしの認定、えるぼし認定における各段階での評価、くるみん認定等を受けているか否かというところで評価している。確認方法としては、参加資格申請書の添付資料として証明書を提出していただく。
定例報告	
1 入札・契約に関する状況等	
2 対象期間における発注案件について	
3 指名停止措置の運用状況	
4 再度入札における工事別一位不動状況	
5 一者入札推移	